

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン「大阪市」&「福井市」のお知らせ
- ◆中高生のための起業体験プログラムで参加者募集中
- ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」動画紹介 (7)

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 112

平成 25 年度の証券監視委活動状況について

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 其田 修一

今回は、証券監視委が 6 月 11 日に公表した平成 25 年度の活動状況について、その概要を紹介したいと思います。

(証券監視委ウェブサイト)

http://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n_25/n_25.htm

1. 第 8 期体制の発足

平成 25 年度は、証券監視委の第 7 期が終わり、新たな第 8 期のスタートを切った年でした。第 7 期は、A I J 問題や M R I 問題等の投資者保護上極めて重大な法令違反、公募増資に関連したインサイダー取引事案、一連の第三者割当増資を巡る偽計事案、更には上場企業による大規模な粉飾決算など、社会的な反響も大きい大型事案への対応に注力してきた 3 年間でした。第 8 期はこれらの経験を踏まえ、より高いレベルでの市場監視が求められることとなります。

人的には、第 7 期の体制から、監査法人出身の福田委員が園委員に交替され、委員会は引き続き法律（佐渡委員長、吉田委員）、企業会計（園委員）について高い専門的知識を有する委員により構成されることとなりました。

第 8 期体制の発足に伴い、今年の 1 月には今後 3 年間の活動方針が公表されました。その主なポイントとしては、（1）情報力に支えられた機動的な監視、（2）関係機関との連携強化、（3）国際事案への対応力の強化などが挙げられます。問題事案に極力早い段階で着手し、被害が大きくなる前に処理するためには、市場における問題をいち早く察知する能力が必要となります。情報の収集・分析力は市場監視の生命線として今後益々重要度を増してきます。また、事案の処理に当たっては、事案の内容に応じ、金融庁の監督部局、取引所等の自主規制機関、捜査当局あるいは海外の監督当局といった関係機関と連携し、最適な対応策を選択していくことが重要です。さらに、最近では、証券監視委の手掛ける事案にクロスボーダー取引などの国際的な要素が含まれることが日常化しており、こうした事案への対応力を向上させていくことも急務となっています。

証券監視委としては、こうした点に留意しながら、第 8 期においても効率的かつ効果的な市場監視に努めていくこととしています。

2. 平成 25 年度の活動状況

各機能別に見た 25 年度の主な活動結果は、以下の通りです。

（1）市場分析審査

一般からの情報受付件数は、6401 件と前年（6362 件）を上回る件数となりました。また、取引審査件数も 1043 件と前年（973 件）より増加しています。後述する取引調査による勧告件数がここ数年増加傾向にある背景には要因の一つとして、この取引審査による端緒の発掘が効果的に行われていることが挙げられると思います。

（2）証券検査

多種多様な業態への対応が続く中、平成 25 年度は、M R I 問題を受け、第二種金商業者等の検査に注力しました。業者登録後早い時点で業務運営体制をチェックする登録事項検査を導入した結果、総検査実施件数 271 件のうち、第二種金商業者 108 件、63 条業者 23 件と、ほぼ半数をファンド

業者が占める結果となりました。

勧告件数をみると、18件のうち6件が二種業者で、この他適格機関投資家等特例業務届出業者の検査結果公表も11件に及ぶという結果となり、今後もファンド業者の法令遵守状況の検証に注力していくことが必要な状況です。

この他、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、監督部局との連携の下、常日頃からグループ全体の状況を把握し、フォワードルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う取組みに着手しました。

(3) 取引調査、開示検査

取引調査は、勧告件数が35件と、近年増加傾向が続いています。これは、先に挙げた取引審査による効果的な端緒発掘とともに、課徴金制度導入から8年が経過し、取引調査の実務が確立、定着してきたことが要因に挙げられると思います。

また、内外プロ投資家による不公正事案の課徴金調査を行う国際取引等調査においても、25年度は7件の勧告を行うとともに、不公正事案に係る課徴金額としては過去最高の40億円を超える課徴金額となる偽計事案の勧告を行っています。

開示検査については、25年度は前年度と同数の9件の勧告と、訂正報告書の提出命令1件を行ったほか、検査の結果、勧告に至るような重要な事項についての虚偽記載が認められなかったものの、有価証券報告書等の自発的な訂正を促した事例が3件という結果でした。

取引調査、開示検査ともに、それぞれの実務の定着を踏まえ、調査手続の透明性の向上を狙いとし、調査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を定めた「取引調査に関する基本指針」、「開示検査に関する基本指針」を策定し、25年8月に公表しました。

(4) 犯則調査

25年度は、内部者取引、相場操縦、風説の流布各1件の告発を行いました。また、第二種金商業者MRIインターナショナルの誇大広告事件の調査においては、同社が本社を置く米国の証券取引委員会（SEC）と密接に連携し、証券監視委からの協力要請を受けた米SECの申立てにより、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、MRI社及びその代表者等に対して資産凍結命令等が出されました。

(5) 市場のグローバル化への対応

証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（MMOU）を活用し、関係する海外当局を通じて必要な情報を入手し、MRI社に対する行政処分勧告や、海外籍のヘッジファンド等による相場操縦

に対する課徴金納付命令勧告等を行いました。

3. 終わりに

証券監視委の監視対象が拡大を続け、商品や取引の内容も複雑化、国際化が進んでいます。こうした状況の中で、いかに実効性ある市場監視を達成していくか、我々証券監視委は常に自問し続けていく必要があります。

数限りない情報の中から問題の端緒を探り当て、調査・検査でその全容を解明し、その内容に応じ勧告等の手段を活用する。証券監視委の活動はこうしたプロセスの繰り返しになりますが、変化の早い市場を相手に同じ監視手法を踏襲しているだけでは、効果的な市場監視は達成できません。

証券監視委は、多様な情報の収集とその分析により現下の問題を早期に把握する力、複雑な事実関係を丹念に積み上げ、事案の全容を理解、把握する力、関係機関との協力関係を構築する力、そして事案の本質に応じた対応策を選び出す構想力など、組織としての「調査力」の向上を図り、引き続き市場監視に取り組んでいきたいと思えます。

※ 文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>